

【水道メールマガジン】第20号（2020年10月）

県庁生活衛生課です／水道分野における官民連携の推進について

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

（今回は坂江が皆さまにお役に立つ情報を配信します）

改正水道法が施行されて1年が過ぎました。改めまして皆様にお伝え
したい点についてお届けします。



今号の話題

第20号 水道分野における官民連携の推進について



水道法の改正に基づき、令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な指針」というものがございます。この指針「第6その他水道の基盤の強化に関する重要事項」では、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」としたうえで、「目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」としています。

官民連携については、個別の業務を委託することで民間の技術力を活用する形のものから、PFI（コンセッション方式）といった経営ノウハウを活用するものまで段階的に区分されます。

業務委託という点では、皆さまの団体においても、何らかの委託はされているかと思います。その委託の枠を広げ、効率的効果的な業務の実施体制を構築することは、近い将来の人口減少や高度少子高齢化社会に対応するために有用な手法のひとつと捉えられています。

一方、業務委託というものは、事業者の業務を民間業者等に丸投げにするという性格のものではありません。技術的な面については職員で理解できる状態を維持しつつ、費用対効果の面、人員体制面などから委託できる業務は委託したいと考えておられる事業者は多いかと思います。

先般開催した「管路DBに関する研修会」の事後アンケート回答内容を見ておりますと、「管路DBの実施以前に、まずは、どのような管路更新が出来るのか協議したい、その方法や他事業者の先見事例を知りたい」というものが多くございます。

また、メルマガ第16号「専門家を派遣して皆さまに寄り添います！」にてご紹介しました「技術者派遣」に関する要望内容を見ても、「コンサルに委託はするが、コンサルからの提案に対して事業者として意見できる知見や技術を身に付けたい」であるとか「委託する事業者の責任としてその内容を十分把握し、第三者にも説明できなければならない。そのため知識等を習得したい。」といったものがございました。

これらのご意見は、指針の趣旨にある「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」であることをご理解いただいている結果であると捉えています。

事業者の規模が小さくあればあるほど、少数精鋭で日々の業務にご尽力されている状況かと察しますし、今後に関しても、人口減少に伴い職員数も減少する方向になれば益々厳しい状況になるでしょう。その中でも、どの業務に注力すれば、将来に向けて水道を維持し、厳しい経営状況を改善していけるのか、十分考慮していただければと考えます。

今年度より実施しております技術者派遣事業は、以下のとおりいずれも官民連携にあたって事業者側の知識技術の向上を図るものです。

- ・大口径の管路の更新について、他事業者はどういった方法で更新をしているのか知りたい。

また、施設が古く図面もない施設に対し、ダウンサイジングおよび更新の必要性やその方法について、長期的な視点で助言がほしい。

- ・経営戦略の改定が控えており、コンサルに委託するにしても、事業者としてその内容を把握し説明できる知識は身に付けておきたい。

事業者の皆さまにも共感できる面もあるのではないのでしょうか？ 技術者派遣事業では、こういったことに対して経験・知識・技術も豊富な中核事業体などのノウハウを伝授することも可能な体制となっております。

相談や打合せもオンラインツールで効率よく実現できる世の中となりました。技術者派遣事業の実例について、少しでも共感できる事業者は、一度、当課までご相談いただければと思います。



発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel：078-362-3256

E-mail：seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

